

3 審查公報

最高裁判所裁判官国民審査公報

大阪府選挙管理委員会



最高裁判所判事
小池 裕
昭和二十六年七月三日生

略歴

新潟県長岡市で生まれ、その後、東京都神奈川県で過ごす。藤沢市立藤が岡中学校、神奈川県立湘南高等学校、東京大学法学部を卒業。
昭和二十二年 四月 裁判所補任官、以後、大阪地裁、横浜地裁、川崎支部、最高裁判所事務局、同総務局、東京地裁に勤務。
平成一六年 四月 判事任官、以後、東京地裁判事、最高裁判所事務局次長、同課長、最高裁判所事務局を務める。
一八年 一月 最高裁判所事務総長
二〇年 三月 水戸地裁判事
二四年 七月 東京地裁判事
二六年 七月 東京地裁判事
二七年 四月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二七年一月二五日 大法廷判決
平成二二年二月一四日施行の衆議院議員総選挙当時において、小選挙区選出議員の選挙区割り、前回の総選挙当時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態であったが、合理的期間における是正がなされたことはいえ、憲法に違反するものとはいえないとした(多数意見)。
二 平成二七年二月一六日 大法廷判決
民法七三三條一項の規定のうち一〇〇日を超えて再婚禁止期間を設ける部分は、遅くとも平成二〇年当時において、憲法に違反するに至ったが、立法措置をとらなかった立法不作為は、国家賠償法上違法とはいえないとした(多数意見)。
三 平成二八年六月二日 第一小法廷判決
外国企業が発行した円建て債権の償還等請求訴訟につき、債権の管理会社は、債権の償還のために訴訟を担当する者となることができるとした(全員一致、裁判長)。
四 平成二八年二月八日 第一小法廷判決
判決で示す事情の下においては、飛行場の周辺住民は、騒音被害を理由として自衛隊機の運航の差止めを求めた訴えを適法に提起することができるとした。
前記飛行場における自衛隊機の運航に係る防衛大臣の権限の行使は、判決で示す事情の下においては、裁量権の範囲を超えたとはいえず、補正意見付加、裁判長。
五 平成二八年二月九日 大法廷判決
共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となつた(全員一致、補正意見付加)。

裁判官としての心構え

社会情勢が大きく変動し、価値観が多様化するにつれて、利害の対立、考え方の対立が激しさを増しています。様々な対立が生み出す紛争等について、証拠に基づく実証と法に基づく論理性をもって、検証可能な形で判断を示す裁判の果たす役割は、より重要なものになっていくと思えます。常に中立公正であることを心に刻み、社会象をできるだけ幅広くとらえ、多様な考え方の違いを受容し、正義にかんが適切な判断をすることを旨として力を尽くしたいと考えます。



最高裁判所判事
戸倉 三郎
昭和二十九年八月二日生

略歴

山口県周南市生まれ、山口県立徳山高等学校を経て、一橋大学法学部を卒業。
昭和五五年 四月 司法修習生
五七年 四月 判事補任官
大坂地裁、札幌地裁、最高裁判所事務局、同人事局、東京地裁において勤務。
平成 四年 四月 判事任官
東京地裁判事、司法研修所教官、広島地裁判事(部総括)、広島高裁事務局長、最高裁判所参事官、同審議官、東京地裁判事(部総括)を務める。
二二年 四月 最高裁判所事務局長
二五年 九月 東京高裁判事
二五年 一〇月 さいたま地裁所長
二六年 七月 最高裁判所事務局長
二八年 四月 東京高裁判事
二九年 三月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二九年九月五日 第三小法廷判決
訴訟上の救済の決定を受けた者に支払を猶予した費用は、これを負担することとされた相手方から直接取り立てることができるが、その取立てをしない相手方から右猶予した費用に相手方の訴訟費用の負担割合を単に算定するべきものとされた原審の判断は、裁判所の合理的な裁量の範囲を逸脱した違法である(全員一致)。
二 平成二九年九月二七日 第一小法廷判決
破産債権者が破産手続開始後に物上保証人から債権の一部の弁済を受けた場において、破産手続開始時の債権額を基礎として計算された配当額が、当該債権の実体法上の残額を超過するときは、その超過部分は、当該債権について配当すべきではない(全員一致)。
三 平成二九年九月二七日 大法廷判決
平成二八年七月に行われた参議院議員通常選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度に著しい不平等状態にあったものとはいえず、議員定数配分規定が憲法に違反するに至つていないとはいえない(多数意見)。

裁判官としての心構え

裁判の機能は、法的紛争を、法令に基づく透明で公平な手続により適正妥当に解決することです。近年は、様々な分野でグローバル化や価値観の多様化が進み、事実認定の場面でも法解釈の場面でも、普通の価値観を遵守することに変化に対応することが求められるようになっています。裁判官は、裁判のプロセスの最終結果として個々の事件の最終結論を出すとともに、法律等によって他の裁判への指針となる法理を示すという重要な役割を担っており、判決で半年余りが経過したところで、その職責の重大さをひしひしと感じています。これまでも、独善に陥ることを戒め、広い視野と柔軟な発想を持って自分の考えを多角的に検証するよう心がけてきました。その戒めを今一度新たに、この重い責任を全うしたいと思います。



最高裁判所判事
山口 厚
昭和二十八年一月六日生

略歴

新潟県生まれ、東京都目黒区立廣幡小学校、東山中学校を経て東京教育大学(現・筑波大学)附属駒場高等学校を卒業。
昭和五二年 三月 東京大学法学部卒業
五四年 四月 東京大学法学部助手(刑法専攻)
五七年 七月 東京大学大学院法政学助教授
二二年 一月 日本刑法学会理事
二四年 四月 司法試験委員兼委員長
二五年 九月 法務審議会委員(名譽教授)
二六年 三月 東京大学退職(現、名譽教授)
二八年 八月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
二九年 一月 早稲田大学退職(現、名譽教授)
二九年 二月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二九年三月一五日 大法廷判決
車両に使用者らの承諾なく密かにGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握する刑事手続上の捜査であるGPS捜査は、令状がなければ行つてはならない強制処分である(全員一致)。
二 平成二九年七月二日 第一小法廷判決
既に執行処分が取消し等により強制執行が目的を達せず、に終了した場合における執行費用の負担は、執行裁判所が、民事執行法二〇条において準用する民事訴訟法七三三條の規定に基づいて定めるべきである(全員一致)。
三 平成二九年七月四日 第一小法廷判決
認定司法書士法七二條に違反する場があつても、当該和解契約はその内容及び締結に至る経緯等に照らし、公序良俗違反の性質を帯びるに至るような特段の事情がない限り、無効とはいえない(全員一致)。
四 平成二九年九月二七日 大法廷判決
平成二八年七月の参議院議員通常選挙について、当時の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、数十年間にもわたり五倍前後で推移してきた選挙区間の人口の最大較差が二、九七倍(選挙当時の選挙人数の最大較差は三、〇八倍)にまで大幅に較差の是正が図られたこと、前記改正法の附則において、次の通常選挙に向けて選挙制度の技術的な見直しについて引き続き検討を行い必ず結論を得る旨が定められていることから、これをもち、違憲の問題が生ずる程度に著しい不平等状態にあったものとはいえず、同規定が憲法に違反するに至つていない(多数意見)。

裁判官としての心構え

経済社会的な在り方、人々の意識や行動様式の変化が反映した様々な法的問題、事件が日々発生しています。最高裁判所はそれらに対し、適切な解決を与えることが求められています。最高裁判所参事官は、日々このことを痛感しています。このように難しい問題、事件の法的な解決に用いるべき基準、考え方は、過去、現在、未来という時間軸の中で変わらねばならないと、状況の変化に応じて柔軟に、かつきつぱり見定めていくことが重要で、様々な意見、考えに耳を傾け、証拠から認められる事実を踏まえて、一つずつ丁寧に問題、事件の解決に当たりたいと考えます。



最高裁判所判事
菅野 博之
昭和二十七年七月三日生

略歴

北海道十川管内の東川町生まれ。自然豊かな然別、釧路、室蘭等で少年時代を過ごした後、札幌南高校に進学し、東北大学法学部を卒業。
昭和五五年 四月 判事補任官
東京地裁、最高裁判所事務局、釧路地裁、同根室支部等勤務。
平成 二年 四月 判事任官
東京地裁、札幌地裁、最高裁判所事務局、東京高裁を経て、再度東京地裁判事、民事部参事官、行政部、調停・借入金債権部、債権部、商事部(会社更生・保全部等)の部総括を務める。
二四年 三月 東京高裁判事(部総括)
二六年 四月 大阪高裁判事
二七年 二月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二八年二月九日 大法廷判決
共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる(全員一致)。
二 平成二九年三月一五日 大法廷判決
車両に使用者らの承諾なく密かにGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握する刑事手続上の捜査であるGPS捜査は、令状がなければ行つてはならない強制処分である(全員一致)。
三 平成二九年四月二六日 第二小法廷判決
行為者が侵害を予期した上で対抗行為に及んだ場合、正当防衛における侵害の急迫性の要件については、対抗行為に先行する事情を含めた行為者の状況に照らし、検討すべきである(全員一致)。
四 平成二九年七月一〇日 第一小法廷判決
特許権者が、事実上の口頭最終締結時までに訂正の再抗弁を主張したにもかかわらず、その後特許審判の範囲の訂正をすべき旨の審決等が確定したことを理由に特許審判の判断を争つることは、特段の事情がない限り、紛争の解決を不当に遅延させるものとして、許されない(全員一致)。
五 平成二九年九月一五日 第一小法廷判決
教員採用試験において受験者の得点を操作するなどの不正を行つた職員等に対する求償権の一部を行使しないことは違法ではないとした原審の判断は、違法である(全員一致、裁判長)。

裁判官としての心構え

これまでの裁判官生活の大部分を裁判の現場で過ごしてきましたが、その経験から、裁判では、法及び論理性とともに、誠実さと共感大切に考え、判決官としての困難な目標が必要ですが、それだけでは、原告や被告それぞれの立場に立ち、心を開いて話し合い、学んでいくことが大切であるから、また、多様性が増し、変化も著しく現在の社会であるから、なおさら最高裁判所においては、意識的に多様な視点が必要となり、客観性を磨き、事件の社会的意味を捉えることが重要と考えます。そのためにも、これまで以上に視野を広げ、人の意見を聞き、議論することを心がけながら、バランスのとれた適正な判断ができるよう努めたいと考えます。

投票日時 ▶ 10月22日(日)午前7時から午後8時まで

